

公共用地取得に伴う代替地の登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市の公共事業の施行に伴う事業用地の取得に際し、代替地の要望があった場合に速やかにこれに応じるため代替地の登録制度を設け、公共事業の円滑な推進に寄附することを目的とする。

(代替地の登録)

第2条 公共事業用地の代替地として、自己所有の土地の登録を希望する者は、代替地登録申請書・登録土地カード(第1号様式)により、川崎市に申し出るものとする。

2 前項の申出があった土地について、次の各号に掲げる要件を満たした土地を登録するものとする。

- (1) 1区画の面積が100平方メートル以上の土地であること。
- (2) 所有権及び所有面積が明確であること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

3 前項に定める土地以外の土地で、代替地として提供するにふさわしいと認められる土地についても、登録できるものとする。

4 第2条第1項の申出があった土地について、内容を審査し適当と認めるときは、登録カードを整備し管理するものとする。

(登録カードの活用)

第3条 登録された土地(以下、「登録土地」という。)について、定期的に現況を調査・把握し、公共事業用地協力者で代替地を希望するものに対し、登録土地についての資料を積極的に提供し、登録カードの活用を図るものとする。

(登録土地の提供)

第4条 公共事業用地協力者が登録土地の払下げを希望するときは、登録土地払下げ申請書（第2号様式）により川崎市に申請を行うものとする。

2 前項の規定により申請を受けたときは、その内容を調査し、払下げ申請者と登録土地所有者との調整を行い、円滑に事務処理を行うものとする。

（登録の取消し及び変更）

第5条 登録者は、その登録土地について、登録を取消し又は内容を変更する場合は、速やかに登録取消し(変更)届(第3号様式)を川崎市に提出するものとする。

2 登録を取り消した場合は、関係書類を破棄し、記録を抹消するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録又は変更登録の日から2年間とする。

（秘密の保持）

第7条 この要綱に基づく事務に従事する者及び資料の提供を受けた者は、知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか代替地登録制度に関し必要な事項は、別に定めるとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日より一部改正する。

この要領は、令和元年5月1日より一部改正する。

この要領は、令和3年4月1日より一部改正する。

第1号様式（第2条関係）

整理番号

代替地登録申請書・登録土地カード

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

土地所有者 住所

氏名

TEL

FAX

下記のとおり、公共用地代替地として登録することを申請します。

なお、宅建業者との媒介契約がある場合は、私の責任において処理します。

土地の所在地					
交通の便	駅から km・バス 行(分) 下車・徒歩 分				
地目	公簿		現況		
地積	公簿		現況		
画地の状況	道路の種類		間口	日照	
	路面の状況		奥行	形状	
	道路幅員		高低		
設備の状況	水道(有・無) ・下水道(有・無) ・ガス(有・無)				
法令上の制限	区域区分				
	用途地域				
	建ぺい率		容積率		
所有権以外の権利					
売渡希望価格					
売渡しの条件					
添付書類	土地登記簿謄本・地積測量図				
※特記事項					

現地案内図（案内図を添付した場合は要さない）

調査（変更）事項

年 月 日

内 容

整理番号	
------	--

登録土地払下げ申請書

年 月 日

（宛て先） 川 崎 市 長

土地所有者 住所

氏名

TEL

FAX

下記のとおり、登録土地の払下げを受けたいので申請します。

払下げ希望土地 （登録土地）	所 在 地		
	面 積		
	地 目		
	所 有 者	住 所	
氏 名			
希 望 価 格			
払 下 げ 条 件	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>		
対 象 公 共 事 業 名			
そ の 他			

